

中小企業の節税について

納税は国民の義務ですが、納める税金は少しでも少なくしたいのが人情です。

特に法人税の場合、所得税のような累進課税体系になっていないため、業績が好転し、利益が上がるようになると途端に納税額の大幅アップにつながります。うかうかしていると、決算間近になってから今期の納税額が大きくなりそうだと気づき、何か良い方法は無いかと右往左往する…なんてことになりがちです。

脱税は違法行為ですが、節税は法令遵守のもとに行う賢いキャッシュフローの管理です。

そこで今回のCBCA NEWSでは、中小企業の節税方法について取り上げることにします。

1、月次決算の迅速化

月次決算の迅速化は、節税の基本です。収支状況を早く掴むことにより、節税方法の選択肢が増し、より効果的な節税対策が打てます。

2、決算時の対策

イ、未払費用や未払金の計上…もれなく計上すれば立派な節税対策です。

ロ、契約費用の1年分前払い…保険料、地代家賃、リース料、借入金利息などは、1年分前払いすることによって一時に経費の計上ができます。

ハ、仮払金等の未清算費用は清算しましょう。その分経費計上できます。

ニ、不良在庫（棚卸資産等）、不良債権（売掛金、貸付金）は一定の証拠資料を残して処分、処理しましょう。

3、人件費の検討

イ、従業員決算賞与の支給…決算期末までに支給することが原則ですが、未払でも一定の条件を満たせば計上可能です。

ロ、退職金の支給…未払でも一定の条件を満たせば計上可能です。

ニ、旅費規程の整備により、旅費、日当の支給ができます。

4、人件費以外の費用

イ、社員旅行の実施…国内旅行に限らず、海外旅行も一定の条件を満たせば計上可能です。

ロ、生命保険等の活用…支払い時に経費として計上できる保険、例えば一定の定期保険、ガン保険の活用や、福利厚生型の養老保険料の2分の1費用計上などを有効に活用しましょう。

ハ、経営セーフティー共済（中小企業倒産防止共済）へ加入、支払金額が全額経費となります。

5、その他

イ、税制の特例の活用…雇用促進税制における税額控除や中小企業投資促進税制における特別償却や税額控除などの活用により節税ができます。

ロ、少額固定資産の一括償却…30万円未満の固定資産は原則として一括償却が可能です。

- ハ、減価償却資産の買い替えや早期取得、耐用年数別分別計上することで節税になります。
ニ、不要な固定資産を有姿除却することにより一時の損金となります。

以上が、タイムリーな節税対策の主だったものとなります。

合わせて、経営者のための恒常的な節税対策として「小規模企業共済」をご紹介します。

小規模企業共済は、国（独立行政法人中小企業基盤整備機構）が作った中小企業経営者や個人事業主のための退職金制度です。中小企業は、大企業や公務員に比べて退職金制度が充実していません。その実態を考慮し、税制メリットを活用しながら退職金づくりができる制度です。

毎月一定の掛け金を支払います。掛け金は個人の税金を計算するときに所得から控除できます。それも年間最大 84 万円まで全額控除でき、長期的な節税メリットが大きい制度と言えます。

【小規模企業共済制度の概要】

運営団体	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
加入条件	一定規模以下の中小法人の経営者及び個人事業主、共同経営者
掛金の金額	月額 1,000 円～70,000 円（500 円刻み）、最大で年額 84 万円
積立限度額	なし
掛金の増額・減額	可能
掛金の税務処理	掛金：全額給与所得控除 小規模企業共済等掛金として、確定申告または年末調整により還付
共済金の受取り	廃業時・退職時 一括受取り、分割受取り、併用
受取時の税務	一括受取り：退職所得控除 分割受取り：公的年金等の控除
貸付制度	一定の条件を満たせば、共済契約者が払い込んだ掛金の範囲内で事業資金等の貸付けを受けられます。（無担保、無保証人）

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先